平成２３年（フ）第２６６号
広島県福山市新市町大字相方2368番地
債務者　藤坂　舞子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２６１０号
札幌市白石区平和通８丁目南４番15号
債務者　串田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６１１号
札幌市清田区清田３条１丁目６番27―102号
債務者　串田　憲一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７９号
北海道恵庭市文京町３丁目２番５―102号
債務者　佐藤　義弘
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０４号
札幌市北区篠路３条10丁目５番16号　エスパスペース篠路ⅡＡ303号
債務者　白石小百合
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６０号
札幌市南区石山255番地20
債務者　及川　文雄
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６１号
札幌市南区石山255番地20
債務者　及川　明美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８９号
札幌市白石区川北３条３丁目６番７号
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９７号
北海道江別市野幌町14番地の１　シャトル141―208号室
債務者　松尾　早苗
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１２号
札幌市北区新川２条５丁目５番５号　ハウス２・５―201号
債務者　蝦名　豊
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２２号
札幌市南区川沿12条５丁目５番34号
債務者　桜井恵里佳（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２９号
札幌市北区あいの里２条１丁目21番１―303号
債務者　福島ますみ
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８４９号
札幌市中央区南12条西15丁目３番24号
債務者　工藤　芳子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５１号
北海道千歳市大和１丁目３番15号
債務者　浅見　謙二
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５２号
北海道千歳市大和１丁目３番15号
債務者　浅見　七江
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６３号
札幌市豊平区平岸１条８丁目７番12―306号
債務者　藤井　隆司
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７４号
札幌市東区北19条東13丁目７番12号　フローリッシュ13―201号
債務者　小濱　勝弘
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９３３号
札幌市白石区東札幌２条６丁目２番６―305号
債務者　永森　通春
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部